



曾根崎交通安全協会
 曾根崎自家用自動車部会
 〒530-0027
 大阪市北区堂山町1-5
 三共梅田ビル6階611号室
 TEL (06) 6315 - 8505
 FAX (06) 6315 - 8506
 制作・印刷 (株)タップハウス



謹賀新年



本年もよろしくお願い申し上げます
 令和7年 元旦

曾根崎交通安全協会
 会長 中野由彦
 役員一同

曾根崎警察署
 署長 磯野貴章
 署員一同

年始のごあいさつ

曾根崎交通安全協会
 会長 中野由彦

明けましておめでとうございます。
 皆様におかれましては健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

当協会は、昭和21年12月に設立され、79年目の年となります。
 永年に亘り交通安全諸活動の拠点として活動出来たのも、会員の皆様方をはじめ、警察、関係機関団体のご理解ご支援をはじめ、地域住民の方々の交通安全への熱い思いによるものと心より感謝申し上げます。

設立当時の協会会則・目的には、「交通秩序の確立」「民衆と警察の紐帯ちゆうたい*となつて相互に理解協力し、相携えて交通道義の昂揚を図る」等を掲げ交通安全活動を実施している。
 (ホームページ「沿革」に掲載)

*紐帯ちゆうたいとは、転じて、物と物、人と人とを結びつける役割を果たす大事なものの。

当時の運営活動資金は、残っている資料では、会員の会費で運営していたと思われまふ。
 会費は、會則第十六條には

「本會の會費は入會費と會費と寄付金によって充てる」

「入會は金百圓とし會費は次の如くである。

月額 A 1,000圓 B 750圓 C 200圓」

と定められ高額で驚くところでありまふ。

当時の初任給は、戦争が終わり給料が上がり始めたころで、月給400から500円位です。

さて、昨年のお大阪府下の交通情勢は、交通事故発生件数、死者数、負傷者数、いずれも減少しました。

死者数は、昭和23年から統計を取り始めから2番目に少なかった127人でした。統計史上1番目に少なかったのは令和2年の124人でした。

<次ページに続く>



例年、大阪府は交通死亡事故ワースト1位の不名誉な記録でしたが、令和6年はワースト4位で、民警一体で取り組んだ交通死亡事故抑止対策の成果と思われます。

本年は、関西万博が4月13日から半年間開催され、同協会の来場者見込み数は2,820万人、一日来場者数約22万人で、大阪市北区もバスターミナルを中心とした交通アクセスで、人の移動に伴う交通障害が予想され、更に来日外国人も350万人想定され、地域の日常生活への影響も危惧されるところです。

このような中にあっても地域の方々の声に耳を傾けながら、曾根崎警察署と緊密に連携を図り、協会理念の「人に優しい施策」の更なる発展と円滑な交通社会形成のため職員一同取り組んで参ります。

今後も温かいご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご発展、ご家族のご多幸、ご健勝を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



年頭挨拶

大阪府警察本部

交通部長 なか 中 しま 嶋 まさ 正 ひろ 浩

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また平素は、警察行政の各般にわたり、深い御理解と御支援・御協力を賜っておりますことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

一般財団法人大阪府交通安全協会におかれましては、道路交通法に定める「大阪府交通安全活動推進センター」として、長年にわたり、大阪府下の交通事故を防止するため、幅広い交通安全活動を推進してこられました。貴協会のこれまでの活動に対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、大阪府警察では、昨年11月から、自転車の交通事故抑止に向けた集中的な取組を推進しております。大阪府では、自転車乗用中に交通事故で亡くなる方の数が全国で最も多く、ヘルメットの着用率が最も低いという状況にあることから、

- 交通ルールを守る
- ヘルメットを着用する

この2点を強力に進めています。

自転車は、身近な乗り物として多く利用されていますが、身近過ぎるがために、「自転車なら交通ルールを守らなくていいか」という軽い気持ちが生じ、交通ルールを守らないことが常態化してしまうと、自転車のみならず、自動車を運転するときも交通ルールを軽視することにつながるのではないかと懸念しています。

それとは逆に、「自転車でも交通ルールを守らない」という意識を持ってもらい、自転車でも交通ルールを守ることが習慣化されれば、自動車を運転するときも交通ルールを守ろうとする意識が一層高まるようになるのではないかと期待しています。

また、自分が交通ルールを守っていても、一方的に交通事故の被害に遭うおそれがあるため、せめて命だけは守れるようにヘルメットを着用していただきたい。

このように考えつつ、本年も引き続き、府民が安心して暮らせる「安全なまち大阪」の確立に向け、大阪府警察の総力を挙げて自転車の交通事故抑止に向けた取組をはじめとする交通安全諸対策



を強力に推進してまいります。

結びに、一般財団法人大阪府交通安全協会の益々の御発展と、皆様の御健勝、御多幸を心から御祈念申し上げるとともに、交通事故をなくすため全力を尽くすことをお誓い申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

<是非ともご覧ください>



年頭の挨拶

曾根崎警察署
署長 儀野 貴章

あけましておめでとうございます。

皆様方には、健やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、交通安全活動をはじめ、警察行政の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の交通事故発生状況は、大阪府下では発生件数、死者数、負傷者数のすべてで減少し、特に2年連続全国ワーストであった死者数は127人と、前年に比べ21人減少しました。しかしながら、自転車乗用中の死者数及び重傷者数が全国ワーストクラスの多数に上るなど、依然として厳しい状況にあります。曾根崎警察署管内は、発生件数、負傷者数ともに前年より僅かながら増加し、11月には普通乗用車と歩行者が衝突し、歩行者の60歳代の女性が亡くなる交通事故が発生するなど、厳しい状況となっています。



昨年11月に道路交通法が一部改正され、自転車の酒気帯び運転やいわゆる「ながらスマホ」の違反に関する罰則が規定・強化され、自転車に対する交通指導取締りを強化するとともに、通行量の多い交差点において、自転車マナー向上やルール周知に向けた広報啓発に取り組んでいるところです。また、電動キックボード等の新しいモビリティが続々と登場しており、交通ルールを無視した走行も目立っています。

このような状況から、特に取締り要望の多い電動キックボードについては、当署だけで年間1,000件を超える交通反則切符を交付するなど、悪質・危険運転者に対する交通指導取締りを強化しているところです。

各種広報啓発活動につきましては、曾根崎交通安全協会の皆様の多大なるご協力を賜り、春の全国交通安全運動では、高齢ドライバーを対象としたキャンペーンを実施しました。

また、秋の全国交通安全運動では、クロマチックハーモニカ奏者の南 里沙氏に一日警察署長を委嘱し阪急百貨店の祝祭広場で交通安全キャンペーンを開催するなど、効果的な交通安全思想の普及活動を展開することができました。

また、昨年開催された「大阪府警察交通安全コンクール府下大会」では、地域交通安全活動推進委員と当署の交通課員2名で出場し、準優勝することができました。

本年は、4月に大阪・関西万博が開幕し、多くの観光客が管内にも押し寄せるなど、交通環境を取り巻く情勢はさらに厳しくなることが予想されますが、悲惨な交通事故を1件でも多く減少させるべく、総合的な交通安全対策に取り組んで参りますので、引き続き、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、曾根崎交通安全協会・自家用自動車部会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

令和6年中の交通事故発生概況について(速報値)

1 交通事故の概況

- 発生件数、死者、負傷者数ともに減少しました。
- 死者数は、127人で統計史上2番目に少なく全国ワースト4位でした。

2 交通死亡事故の特徴

(1) 状態別

- 歩行者が43人(前年比-11人)で全死者数の約34%
- 歩行者のうち高齢者は28人(前年比-12人)で歩行者の65%

(2) 年齢層別

- 高齢者が60人(前年比-21人)で全死者数約47%
- 75歳以上が40人(前年比見なす16人)で全死者数の約31%

(3) 時間帯別

- 昼間(午前6時から午後6時)が66人で前年比-24人で全死者の52%

(4) 道路形態別

- 交差点等(交差点及び交差点付近)が79人(前年比-20人)で全死者の62%

大阪府内の交通事故

区分	年	令和6年	令和5年	前年対比	増減率(%)
件数		24,741	25,951	-1,210	-4.7
死者数		127	148	-21	-14.2
(内高齢者)		60	81	-21	-25.9
負傷者数		28,592	30,016	-1,505	-5.0

曽根崎警察署管内の交通事故

年	令和6年	令和5年	前年対比	増減率(%)
件数	265	250	+15	+6.0
死者数	1	1	±0	±0
負傷者数	316	297	+19	+6.4
(内重症者)	26	27	-1	-3.7

令和6年 全国の交通死亡事故

	1位	2位	3位	4位	5位
都道府県	東京	愛知	千葉	大阪	埼玉
死者数	146	141	131	127	113
前年比	+10	-4	+4	-21	-9

改正道路交通法

自転車の酒気帯び運転も 運転免許の停止処分を 科せられる

改正道交法では、自転車の「酒気帯び運転」の罰則は、刑事罰として懲役刑・罰金を科せられます。

運転免許証の交付を受けている者は、道路交通法第103条1項8号を根拠として運転免許証の効力の停止処分を科せられる。

同法には、

「前各号に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。」と定められています。

運転免許証の交付を受けていない者(無免許)は「危険性帯有者」として登録され、運転免許証を取得した際、一定期間交付保留の可能性があります。

道路交法改正のチラシより

道路交法改正のポイント

令和6年
11月1日
施行

自転車の運転における「酒気帯び運転」と、「携帯電話使用等」の罰則規定を整備

酒気帯び運転の禁止

違反者は、
●罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
●罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・持参者は、
●罰則 2年以下の懲役
又は30万円以下の罰金

携帯電話使用等の禁止

都道府県公安委員会規則での禁止を、自動車等と同様に道路交法に禁止規定を設け、罰則を強化

携帯電話等を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為

違反者は、
●罰則 6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
●罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

原動機付自転車等の「運転」が明確に

原動機に加えペダル等を備えている原動機付自転車等をペダル等を用いて走行させることが、原動機付自転車等の運転に該当することを法律上明確に規定

ペダル付き原動機付自転車(いわゆる「モペド」)は…
自転車ではなく
一般原付等です

モーターを用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルールが適用されます。

公道を走行するために必要なこと

- 一般原付等を運転することのできる運転免許
- ブレーキランプ・ウィンカー、バルクミラー等の備付け
- ナンバープレートの取付け・表示
- 自動車損害賠償責任保険(共済)への加入
- 乗車用ヘルメットの着用

大阪府警察・(一財)大阪府交通安全協会

道路交法改正のポイント

改正道路交法施行令
令和6年11月1日施行

自転車運転者講習の対象となる危険行為に「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」が追加!

1 信号無視

違反者

2 通行禁止違反

違反者

3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)

違反者

4 通行区分違反(右側通行等)

違反者

5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

違反者

6 進路踏切立入り

違反者

7 交差点安全進行義務違反等

違反者

8 交差点優先車妨害

違反者

9 環状交差点安全進行義務違反等

違反者

10 指定場所一時不停止等

違反者

11 歩道通行時の通行方法違反

違反者

12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転!

違反者

13 酒気帯び運転等

違反者

14 安全運転義務違反

違反者

15 携帯電話使用等

違反者

16 妨害運転

違反者

上記の危険行為を3年以内に2回以上検挙され又は事故を起こした自転車運転者は、「自転車運転者講習」の受講を命じられます。(対象は14歳以上)(受講命令に付かない場合: 5万円以下の罰金)

事故を起こせば加害者としての責任を問われることも!
万が一の事故に備えて自転車保険等に加入しましょう。

自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認してみましょう。▶▶▶